

東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故により被災した入学者に対する授業料等減免の取り扱いに関する内規

(目的)

第1条 本内規は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）並びに福島第一原子力発電所事故により被災した、平成24年度入学者に対する授業料等減免の取り扱いについて定める。

(対象者)

第2条 本内規に基づく授業料等減免の対象者は次の者とする。

平成24年度に入学した学生のうち、主たる家計支持者が、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により死亡又は行方不明となった者、並びに同震災の災害救助法適用地域に在住の者（被災後転居した者を含む）で、家屋の罹災証明書等の発行を受け所得証明書を提出できる者、及び福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点に在住の者（事故発生後転居した者を含む）で所得証明書を提出できる者

(減免内容)

第3条 前条の対象者に対し、次の区分により平成24年度の授業料等を減免する。

①対象者全員

- ・ 入学検定料（35,000円）及び入学金（300,000円）の全額返還

② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の者、並びに家屋が「全壊」、または福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点に在住の者

- ・ 授業料半額（365,000円）免除

③ 主たる家計支持者の家屋が「半壊」の者

- ・ 授業料100,000円免除

2 その他重篤な事態にある者は、上記の基準に準じて個別に判断する。

(申請手続き)

第4条 本内規に基づく授業料等減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に罹災証明書、所得証明書等必要書類を添え、教学課に申請しなければならない。

(授業料等減免対象者の選考)

第5条 授業料等減免の可否、減免額等を判定するため審査会議を設置する。審査会議の構成員は学長が指名する。

(授業料等減免対象者の決定)

第6条 授業料等減免対象者の決定は、審査会議の議を経て学長が推薦し、理事長が行う。

(事務担当)

第7条 本内規に関わる事務は、教学課が所管する。

附則（平成24年1月12日）

この内規は、平成24年1月12日から施行する。